

第169号 2017年9月15日

〒110-0003 東京都台東区根岸 4-11-10
東自教労組内

Tel 03-3871-6470 fax 03-3871-6473

E-mail tdu@toujikyو.or.jp

全国自教労組 共同ニュース

全国の自教労働者が奮闘中!

埼玉・東自教労組寄居支部

東自教寄居支部は、7月14日に開催した夏季一時金第2回交渉が決裂したため、23日から赤旗・腕章闘争に突入しました。

会社からは昨年同額となる1.75か月＋3万円の有額回答が提示されましたが、支部は基本給も一時金も社会水準と比較して総じて低いとして決裂しました。

7月27日には東自教本部から宇佐見副委員長と熊谷書記長が職場で激励行動を行うと同時に、早期解決を図るよう会社に申し入れ行動を行いました。

その後、8月17日に背景に半日ストライキを設定して行った第4回交渉で、大型手当改定の他、今後の賃金労働条件改善を前向きに検討していくことを確認するなど、労使が発展的に交渉し妥結に至りました。



夏季一時金闘争で奮闘する寄居支部

支部では、「課題が山積しているが仲間と団結し、一歩ずつ要求を前進させていく」と力強い総括をしました。



京都・京自教労組大久保分会

京都府宇治市にある大久保自動車教習所では、平成6年より組合敵視政策が始まり、現在まで争議状態が続いています。

そんな中で、今年の年末一時金を組合員にはゼロ回答とし、組合員以外の全職員には一時金を支給するといった事態が発生しました。組合は会社の不当な扱いについて団体交渉を実施し解決を図ろうとしましたが、会社は団交冒頭（机を叩き大声で組合に対して罵声を浴びせる）から不誠実な交渉に終始し、交渉を一方的に打ち切るという暴挙に出たため、組合は、京都府労働委員会に不当労働行為並びに不誠実団交そして、一時金の支払いを求める救済申し立てを行い、現在2回の審問まで進んでいます。



一時金闘争で不当労働行為救済申し立て

組合は、会社の不当な扱いを断じて許すことは出来ず、全面勝利解決目指し奮闘しています。

京都・京自教労組光悦分会

京自教光悦分会の北脇幸男組合員は、2013年6月29日に光悦自動車教習所の米澤課長から教習所の第5教室において、暴言や暴行、脅迫を受けました。無抵抗であった北脇組合員に対して怒りが絶頂に達した米澤課長は、教室の壁に足蹴りをし、大きな穴を開けるという暴挙をはたらきました。それに



左が京都総評梶川議長。
右が北脇幸男さん。

より、北脇組合員は恐怖から労働意欲の減退をし、不安感により精神的に追い込まれました。会社は団体交渉において、米澤課長への処分は口頭注意と始末書の提出のみを行うと労働組合に回答しました。このような暴行をはたらいておいて、それを認めない会社と米澤課長に対して、不法行為に基づき法廷で事実を明らかにするために、北脇組合員は提訴を決断しました。次回の裁判は、9月28日木曜日13時30分より証人尋問が執り行われます。これまで共同センターの多くの方にご支援をいただき、本当に感謝しております。このような事件は絶対に許さないということを裁判所で訴え、北脇組合員に謝罪もしない会社の姿勢を正して、事実を明らかにし、安心して働くことのできる職場環境作りのためにも、勝利判決を目指して大いに奮闘していきます。

東京・東自教労組王子支部

東自教王子支部は、17春闘第4回交渉で決裂したため、4月22日に残業拒否の抗議行動を行いました。

東京の多くの職場で繁忙期の入所者数が昨年と比較して減少となるなか、王子支部も入所・営業収入減となるなど大変厳しい情勢の下での交渉になりました。

支部は、生涯賃金制度を確立し毎年賃上げを実現させていますが、いまだに社会水準並みの賃金に到達していないことや繁忙期の残業協力など日頃の協力体制を無視させないとして粘り強く交渉を行いました。

約2週間の赤旗・腕章闘争を展開する中、4月27日の第6回交渉で「賃上げ平均7,100円、有給休暇1日増」を引き出し妥結しました。



17春闘で意思統一をする王子支部

千葉・東自教労組市川中央支部



市川中央支部では、会社が定年を控えた複数の組合員を個別に呼び出し、「組合を脱退すれば、定年後の賃金・労働条件を優遇し、組合員よりもよい待遇で継続雇用契約を締結する」と組合脱退工作を図ったことが判明しました。

会社が提示した条件は、A 時給1,200円で週26時間労働（年収1,497,600円）B 時給1,200円で週40時間（年収2,340,000円）c 定年時の賃金の70～75%で70歳まで働くことが出来ると

というもので、組合を脱退すればBもしくはCで雇用するというもので明らかな組合差別です。

支部は会社の組合敵視政策は全く変わっていないとして紛糾し、8月3日に不当労働行為救済申し立てを行いました。



江東総合法律事務所・蒲田弁護士

全国自教労組共同センター 第40回総会



7月2日、としま産業振興プラザに5地方（東京、埼玉、千葉、京都、大阪）から幹事と地方の代表者19名が参加し開催しました。総会は「笑顔あふれる暮らしと職場を目指し、全国の仲間と団結し運動をすすめよう」をメインスローガンとして、一年間の活動総括と会計報告、会計監査報告、中央行動提起、次年度活動申し合わせ、予算案が満場一致で確認されました。地方報告では、京都・光悦分会が提訴した暴行事件に対する損害請求裁判の件、千葉・市川中央支部で準備をすすめている組合脱退工作に対する不当労働行為救済申し立ての件など、様々な取り組みが報告されました。

また、高齢者講習で認知機能検査結果に基づく講習制度に変更されましたが、高齢者の尊厳が著しく傷つけられる恐れがあり、講習内容の抜本的な見直しが提案されました。

総会では新年度役員も選出され、津田新議長の団結ガンバローで閉会しました。

【新年度役員】

議長	津田 正善	東自教
副議長	神田 守	大自教
〃	北尾 好雄	京自教
事務局長	熊谷 浩行	東自教
〃次長	北尾 好雄	京自教
会計監査	山下 正貴	大自教
〃	林 眞也	京自教
幹事	各地方より選出	



第11回全国交流集会

日時 12月3～4日 お気軽に参加ください

場所 箱根・ホテルおかだ

基調講演 京自教労組 北尾委員長

